

# 「栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金」申請要領

## I 補助金の概要

### 1 趣旨

栃木市では、原油価格高騰の影響を受けている市内事業者に対して、市独自の栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金（以下「補助金」という）を交付し支援いたします。

### 2 補助対象者

次の全ての要件を満たす**中小企業者**（中小企業信用保険法第2条第1項に規定するもの。個人事業者を含む）または**社会福祉法人**（社会福祉法第22条に規定するもの）とします。

- (1) 令和3年1月31日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有する事業者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 性風俗関連特殊営業等を行う者でないこと
- (4) 暴力団、またはその密接関係者でないこと
- (5) 農業を主たる事業として営んでいないこと

※申請は1事業者1回限りです。

### 3 補助金の額

○補助金額：交付対象者がその業務を行う上で使用した、令和4年2月から4月の燃料購入量（ガソリン、灯油、軽油又は重油に係る購入量に限る。）の合計に20円を乗じた額と、令和4年2月から4月の電気料から前年同月の電気料を差し引いた額の、それぞれの額を合算した額に2分の1を乗じた額。

- ・ 上限30万円（1,000円未満は切り捨て）
- ・ 補助金額が5万円以上の場合に限ります。（5万円未満は対象外）

※申請受付期間中であっても、申請額が予算に達した時点で受付終了となります。

## II 本補助金に関する問合せ先及び申請手続き

### 1 問合せ先

補助金の申請等に関する疑問や不安に対応するため、商工振興課に相談窓口を設けています。感染拡大防止のため対面での説明は控えさせていただきます。ご了承ください。

★電話 0282-21-2371

受付時間 8時30分から17時15分まで（土、日、祝日を除く）

★e-mail syoukou01@city.tochigi.lg.jp

## 2 申請書類

- 1 栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金交付申請書（別記様式第1号）

**※電話番号が未記入の場合、書類の不備等の際に連絡ができませんので、連絡のつく電話番号を必ず記載してください。**

**※個人事業主の場合、「申請者の住所」は事業主本人の居住する住所を記載してください。（店舗や事務所の所在地ではありません。）**

- 2 電気料金・燃料費積算表

※記入枠が足りない場合は、枠を挿入して入力するか、複数枚印刷して記入してください。（エクセル表は自動計算となっています。枠を追加で挿入してエクセルに入力する場合は、自動計算に誤りが出していないか確認願います。）

- 3 『令和4年2月から4月分及び令和3年2月から4月分の電気料金』及び『令和4年2月から4月分の燃料購入』に係る料金、使用量（購入量）、使用月（購入月）、購入先がわかる領収書等の写し（宛て名や但書きにご注意ください）

**※購入月（納品月）及び購入額等が分かる書類として必要です。領収書に記載がない場合は、それらが分かる書類（納品書や明細書など）も一緒に添付してください。**

※「領収書添付台紙」に、各月ごとに添付してください。

※「2 電気料金・燃料費積算表」の領収書番号を、手書きで領収書に記入してください。（積算表との突合のため）

- 4 令和3年1月31日以前から、市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営んでいることを証する書類

- ・中小企業者：商業・法人登録簿事項証明書の写し（申請日より3か月以内のもの）
- ・個人事業主：開業届、確定申告書、または営業許可証など（写し）

※確定申告書の場合は、事業所（店舗）の住所が記載してあるページの写しが必要です。（確定申告書別表一（各事業年度の所得にかかる申告書）、及び、所得税青色申告決算書（一般用）など）

- 5 栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金の交付申請に係る誓約書（別記様式第2号）

- 6 市税の完納証明書（申請日より1か月以内のもの）

※税務課または各総合支所地域づくり推進課で取り扱っています。

※『市税の完納証明書』は現時点までのすべての市税に未納がないことを証明する書類です。（納税証明書や納付書とは違います。）

**※法人の場合：「法人」及び「代表者」の完納証明書**

ただし、代表者が栃木市外にお住いの場合には、「代表者」の完納証明書は必要ありません。「法人」の完納証明書のみ添付ください。

**※個人事業主の場合：「代表者」の完納証明書**

代表者が栃木市外にお住いの場合は、**住所地の完納証明書**を添付してください。

- 7 栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金交付請求書（別記様式第6号）

※なお、交付申請書等については、栃木市ホームページからダウンロードできるほか、栃木市役所商工振興課、栃木商工会議所、各地域の商工会などで入手できます。

### 3 申請書の提出

#### 申請受付期限は、令和4年 10 月 31日(月)です。(当日消印有効)

申請書の提出は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「①郵送」、「②市役所に直接お持ちいただき専用ボックスに投函する」のいずれかの方法で対応いたしますので、いずれかにより提出していただきますようお願いいたします。

なお、対面での受付・説明はいたしかねますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### ①郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送してください。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

#### ★宛先★

〒328-8686 栃木市万町9-25 本庁舎4階

栃木市 産業振興部 商工振興課原油価格高騰対策事業者支援補助金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面には申請人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

#### ②市役所に直接お持ちいただく場合

申請書類一式を封筒に入れ、**市役所本庁舎4階の商工振興課窓口**に設置した**専用ボックスに投函してください**。封筒に、「**栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金交付申請書類**在中」と明記して、裏面には申請人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

◆開庁時間は8時30分から17時15分まで（土、日、祝日を除く）です。

### Ⅲ その他

- ・「市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営んでいることが分かる書類」は、事業所（店舗）の所在地がわかる書類をご提出ください。

（確定申告書別表一（各事業年度の所得にかかる申告書）、及び、所得税青色申告決算書（一般用）など）

- ・**クレジットカードで支払った場合は**、レシートや領収書のほかに振込がわかる書類が併せて必要です。（**補助金申請の受付は、クレジットカード会社への支払後です。**）

※①～③に該当する書類を全て提出ください。

①領収書（宛名が申請者であること、クレジットカード払いであること、金額の内訳が書いてあること、また何月分の燃料費（電気料）であるか書いてあることをご確認ください）（燃料については、燃料購入量（仕入れ量）の分かる書類も必要です。）

②カード会社から発行される取引した月のカード利用代金明細など

③クレジットカード決済口座の通帳の該当部分（該当部分以外は塗潰し等しても可）

※口座からの引き落とし（支払日）が申請期限内（10月31日まで）に完了している必要があります。

◎申請書類チェックシート

申請書類を全て確認のうえ、お間違いがないよう提出をお願いいたします。

※これまで実施した補助金において、申請書、請求書の記入ミス（記入漏れ、記入してはいけない部分への記入など）や、必要書類の不備（添付漏れ、必要書類と違う書類が添付されているなど）がいくつも見られました。不備があった場合、支払いが数か月遅れることもありますので、必ず「記入例の確認」「申請書類の内容確認」ののち提出してください。

番号	申請書類一覧	チェック
1	栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金交付申請書（別記様式第1号）	<input type="checkbox"/>
2	電気料金・燃料費積算表 ※記入枠が足りない場合は、枠を挿入して入力するか、複数枚印刷して記入してください。	<input type="checkbox"/>
3	『令和4年2月から4月分及び令和3年2月から4月分の電気料金』及び『令和4年2月から4月分の燃料購入』に係る料金、使用量、使用月、購入先がわかる領収書等の写し（宛て名や但書きにご注意ください） ※購入日（納品日）及び購入量が分かる書類として。領収書に記載がない場合は、それらが分かる書類（納品書や明細書など）も一緒に添付。 ※「領収書添付台紙」に添付してください。 ※「2 電気料金・燃料費積算表」の領収書番号を手書きで記入してください。	<input type="checkbox"/>
4	令和3年1月31日以前から、市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営んでいることを証する書類 ・中小企業者：商業・法人登記簿事項証明書の写し（申請日より3か月以内のもの） ・個人事業主：開業届、確定申告書、または営業許可証など（写し） ※確定申告書の場合は、事業所（店舗）の住所が記載してあるページの写しが必要です。（確定申告書別表一、所得税青色申告決算書（一般用）など）	<input type="checkbox"/>
5	栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金の交付申請に係る誓約書（別記様式第2号）	<input type="checkbox"/>
6	市税の完納証明書（申請日より1か月以内のもの） ※税務課または各総合支所地域づくり推進課で取り扱っています。（納税証明書や納付書ではありません） ※法人の場合：「法人」及び「代表者」の完納証明書 ただし、代表者が栃木市外にお住いの場合には、「代表者」の完納証明書は必要ありません。「法人」の完納証明書のみ提出ください。 ※個人事業主の場合：「代表者」の完納証明書 代表者が市外にお住いの場合、住所地の完納証明書を添付してください。	<input type="checkbox"/>
7	栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金交付請求書（別記様式第6号）	<input type="checkbox"/>